

京都市告示第615号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和8年 1月20日

京都市長 松井 孝治

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
勝本 長人	ながと鍼灸整骨院	北区紫野下門前町62 パール新大宮A棟101	令和7年11月 1日
直本 僅子	黒杉鍼灸マッサージ院	上京区今出川通大宮西入元北小路 町162-301	令和7年12月 12日
高橋 孝一郎	リボアップあん摩治療院 今出川	上京区東上善寺町160 コスモリード今出川B1F	令和7年12月 22日
山下 広美	フレミル訪問マッサージ	南区東九条西山町19番地 ベルクローチェ京都sta603	令和7年12月 16日
崎川 直哉	なごやか整骨院	南区西九条川原城町111 大西マンション1階	令和7年12月 6日
服部 智子	フレミル訪問マッサージ	南区東九条西山町19番地 ベルクローチェ京都sta603	令和7年12月 5日

（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）